

令和2年4月25日

西宮市社会福祉事業団  
西宮市訪問看護センター

### コロナ感染を心配し、訪問看護の利用を控えることをご検討されている方へ

平素は西宮市社会福祉事業団 西宮市訪問看護センターをご利用いただきありがとうございます。また、皆様方におかれましては、新型コロナウイルス感染症における感染防止に努めながらのサービス提供にご理解・ご協力いただき、心より感謝申し上げます。

さて、4月24日、厚生労働省より「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取り扱いについて」の通知が出されました。新型コロナウイルスへの感染を懸念される方からの要望等により、訪問看護が実施できなかった場合、看護職員が電話等で病状確認や療養指導などを行うと、医療保険では「管理療養費」、介護保険では「20分未満の訪問看護費(通常は定期巡回での健康チェック時に算定)」、それぞれの算定を認めるものです。

#### ●この通知により想定される対応

1. 訪問看護に伺うのはひと月に1回になります。
2. その後は、看護師等が電話等で体調把握や療養の相談を、訪問予定日に行います。例えば、週2回の訪問を予定している方であれば、週2回の電話対応を行います。
3. その際、何らかの体調変化が予測されるときは、主治医と連絡を取り、必要な対応を行います。
4. ご状態が安定しているときも、主治医やケアマネジャーには、これまで通り月1回の定例的な報告を実施します。
5. 24時間緊急訪問看護に申し込まれている方は、これまで通り、緊急的な対応も致します。ただし、新型コロナウイルス感染症が疑われる場合の対応については、主治医と相談の上、適宜、判断し対応いたします。

#### ●料金

医療保険:「訪問看護基本療養費の月2日目以降の額」=1日300円(1割負担の場合)

介護保険:「訪問看護I1」=1日333円(1割負担の場合)

西宮市訪問看護センターでは、「私たちが感染しない・媒介しない」を使命として、毎日、感染防止対策を万全に実施しながら訪問看護を行っています。 「コロナ感染が心配で、訪問看護は受けたいが人の出入りを減らしたい」とお悩みの方に、この制度をご活用いただき、これまでと変わらない「安心」をお届けしたいと思っております。 ご不安、ご不明な点は、お問い合わせください。

問い合わせ先 西宮市訪問看護センター:0798-68-2711(平日9時~17時)

サテライト甲子園:0798-37-5660(平日9時~17時)

サテライト安井 :0798-56-9355(平日9時~17時)

サテライト小松 :0798-31-2721(平日9時~17時)